

豊橋市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、豊橋市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議の招集)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ構成員に通知して行う。
- 4 市長は、会議の招集を行った場合には、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を告示する。
- 5 前2項の規定にかかわらず急施を要するときは、この限りでない。

(会議)

第5条 市長は、会議の議長となり、会議を総理する。

- 2 発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。
- 3 構成員は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができ

る。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、この限りではない。

（会議の傍聴）

第8条 会議の傍聴については、豊橋市教育委員会会議規則（平成8年豊橋市教育委員会規則第1号）第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、第24条第3項中「議場」とあるのは「会場」と、第25条及び第27条中「委員長」とあるのは「議長」と、第26条中「議事」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

（議事録）

第9条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、第7条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（庶務）

第10条 会議の庶務は、教育委員会教育政策課において行う。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。